

少年法等改正案要綱（骨子）の概要

1. スケジュール

16年9月8日 法務大臣が法制審議会に対し、少年法等改正案要綱（骨子）を諮問。法制審議会は少年法部会の設置を決定。

16年10月以降 少年法部会において調査審議が行われる予定。

2. 諮問された要綱（骨子）のポイント

1. 触法少年及び^{くはん}虞犯少年に係る事件の調査（要綱第一）

- (1) 警察官は、触法少年（14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年）及び^{くはん}虞犯少年（将来罪を犯し又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年）を発見した場合において、必要があるときは、事件について調査することができるものとする
- (2) 警察官は、触法少年に係る事件の調査について必要があるときは、押収、搜索、検証又は鑑定囑託をすることができるものとする
- (3) 都道府県知事又は児童相談所長は、少年法第22条の2第1項に掲げる刑罰法令（※）に触れる行為をした触法少年については、原則として家庭裁判所送致の措置をとらなければならないものとする
（※）殺人、殺人未遂、傷害致死、現住建造物等放火、強盗、強姦等の重大犯罪

2. 14歳未満の少年の保護処分の見直し（要綱第二）

- (1) 初等少年院及び医療少年院の被収容者年齢の下限（現行14歳）を削除する
- (2) 家庭裁判所は、14歳未満の少年については、特に必要と認める場合に限り、少年院送致の保護処分をすることができるものとする

3. 保護観察における指導を一層効果的にするための措置等（要綱第三）

- (1) 家庭裁判所は、保護観察中の者が、保護観察所長が警告を発したにもかかわらずなお遵守事項を遵守せずその程度が重い場合であって、改善更生が期待できないと認めるときは、児童自立支援施設等送致又は少年院送致の決定をするものとする
- (2) 少年院又は保護観察所の長は、必要があると認めるときは、保護者に対し、指導、助言等の措置をとることができるものとする

諮問第72号

少年非行が深刻な状況にあり、触法少年による凶悪事件が相次いで発生するなどしている現状に適切に対処するためには、少年法等を早期に整備する必要があると思われるので、別紙要綱（骨子）について御意見を承りたい。

別紙

要綱（骨子）

第一 触法少年及びぐ犯少年に係る事件の調査

- 一 警察官は、少年法第三条第一項第二号又は第三号に掲げる少年を発見した場合において、必要があるときは、事件について調査することができるものとする。
- 二 警察官は、少年法第三条第一項第三号に掲げる少年に係る事件については、一定の警察職員に調査をさせることができるものとする。
- 三 警察官は、調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができるものとする。
- 四 警察官は、調査について必要があるときは、少年又は少年以外の者を呼び出し、質問することができるものとする。
- 五 1 警察官は、少年法第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件の調査について必要があるときは、押収、搜索、検証又は鑑定の嘱託をすることができるものとする。
2 刑事訴訟法中、司法警察職員の行う押収、搜索、検証及び鑑定の嘱託に関する規定は、1の場合に、これを準用するものとする。
- 六 1 警察官は、調査の結果、次のいずれかに該当するときは、調査に係る書類とともに事件を児童相談所長に送致しなければならないものとする。

イ 五1の事件について、少年の行為が少年法第二十二條の二第一項に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるものである疑いがあると思料するとき。

ロ 少年法第三條第一項第二号に掲げる少年及び同項第三号に掲げる少年で十四歳に満たない者に係る事件について、都道府県知事又は児童相談所長が児童福祉法第二十七條第一項第四号の措置を採るべきものと思料するとき。

2 警察官は、1の送致に係る少年について児童福祉法第二十七條第一項第四号の措置が採られた場合において、証拠物があるときは、直接これを家庭裁判所に送付しなければならないものとする事。

七 都道府県知事又は児童相談所長は、六1イの送致に係る少年については、児童福祉法第二十七條第一項第四号の措置を採らなければならないものとする事。ただし、調査の結果、その必要がないと認められるときは、この限りでないものとする事。

第二 十四歳未満の少年の保護処分の見直し

- 一 家庭裁判所は、十四歳に満たない少年については、特に必要と認める場合に限り、少年院送致の保護処分をすることができるものとする事。
- 二 初等少年院及び医療少年院の被収容者年齢の下限を削除するものとする事。

第三 保護観察における指導を一層効果的にするための措置等

一 保護観察中の者に対する措置

- 1 保護観察所の長は、保護観察の保護処分を受けた者が、遵守すべき事項を遵守しなかったと認めるときは、その者に対し、これを遵守するよう警告を発することができるものとする事。
- 2 家庭裁判所は、保護観察の保護処分を受けた者が、遵守すべき事項を遵守せず、その程度が重い場合であって、その保護処分によっては

本人の改善及び更生を図ることができないと認めるときは、保護観察所の長の申請により、児童自立支援施設等送致又は少年院送致の決定をするものとする。

3 保護観察所の長は、前記1による警告を受けた者が、なお遵守すべき事項を遵守しなかったと認めるときに限り、前記2の申請をすることができるものとする。

4 家庭裁判所は、前記2により二十歳以上の者に対して少年院送致の保護処分をするときは、その決定と同時に、本人が二十三歳を超えない期間内において、少年院に収容する期間を定めなければならないものとする。

5 前記3及び4に定めるもののほか、前記2の規定による事件の手続は、その性質に反しない限り、保護事件の例によるものとする。

二 保護者に対する措置

1 少年院の長は、二十歳未満の在院者に関し、必要があると認めるときは、その保護者に対し、少年の監護に関する責任を自覚させ、少年の矯正教育の実効を図るため、指導、助言その他の適切な措置をとることができるものとする。

2 保護観察所の長は、犯罪者予防更生法第三十三条第一項第一号又は第二号に該当する二十歳未満の者に関し、必要があると認めるときは、その保護者に対し、少年の監護に関する責任を自覚させ、少年の更生に資するため、指導、助言その他の適切な措置をとることができるものとする。

関連条文（抜粋）

【少年法】

（審判に付すべき少年）

第三条 次に掲げる少年は、これを家庭裁判所の審判に付する。

一 罪を犯した少年

二 十四歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年

三 次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年

イ 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること。

ロ 正当の理由がなく家庭に寄り附かないこと。

ハ 犯罪性のある人若しくは不道德な人と交際し、又はいかがわしい場所に入出すること。

ニ 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること。

2 （略）

（検察官の関与）

第二十二條の二 家庭裁判所は、第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて、次に掲げる罪のものにおいて、その非行事実を認定するための審判の手續に検察官が関与する必要があると認めるときは、決定をもつて、審判に検察官を出席させることができる。

一 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪

二 前号に掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは短期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪

2・3 （略）

【児童福祉法】

第二十七條 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一～三 （略）

四 家庭裁判所の審判に付することが適當であると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること。

2～9 （略）

【少年院法】

第二條 少年院は、初等少年院、中等少年院、特別少年院及び医療少年院とする。

2 初等少年院は、心身に著しい故障のない、十四歳以上おおむね十六歳未満の者を収容する。

3 中等少年院は、心身に著しい故障のない、おおむね十六歳以上二十歳未満の者を収容する。

4 特別少年院は、心身に著しい故障はないが、犯罪的傾向の進んだ、おおむね十六歳以上二十三歳未満の者を収容する。ただし、十六歳未満の者であつても、少年院収容受刑者については、これを収容することができる。

5 医療少年院は、心身に著しい故障のある、十四歳以上二十六歳未満の者を収容する。

6 少年院は、収容すべき者の男女の別に従つて、これを設ける。但し、医療少年院については、男女を分隔する施設がある場合は、この限りでない。

青少年育成施策大綱（抄）

5 特定の状況にある青少年に関する施策の基本的方向

（3）少年非行対策等社会的不適応への対応

①少年非行対策

（事件の捜査・処理）

・・・事実解明を徹底し適切な支援に結びつけるため、触法少年（14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年）の事案について、警察機関が必要な調査を行うことができる権限を明確化するための法整備について検討する。・・・

（施設内処遇）

少年院、少年刑務所の体制の充実を図り、非行少年に対する矯正教育を充実させる。特に、個々の少年の問題点を把握した上で、その特性や必要性に応じた処遇計画を作成するなど、処遇の個別化を推進する。

個々の少年の状況に応じてその立ち直りに必要な処遇を選択できるようにするという観点から、触法少年についても、早期の矯正教育が必要かつ相当と認められる場合に少年院送致の保護処分を選択できるように、「少年院法」の改正を検討する。

児童自立支援施設においては、児童が社会へ円滑に適応できるよう、自立の支援を目的として、専門職員の配置の充実などによる指導力の強化を図り、個々の児童の状況に応じた指導を充実させる。

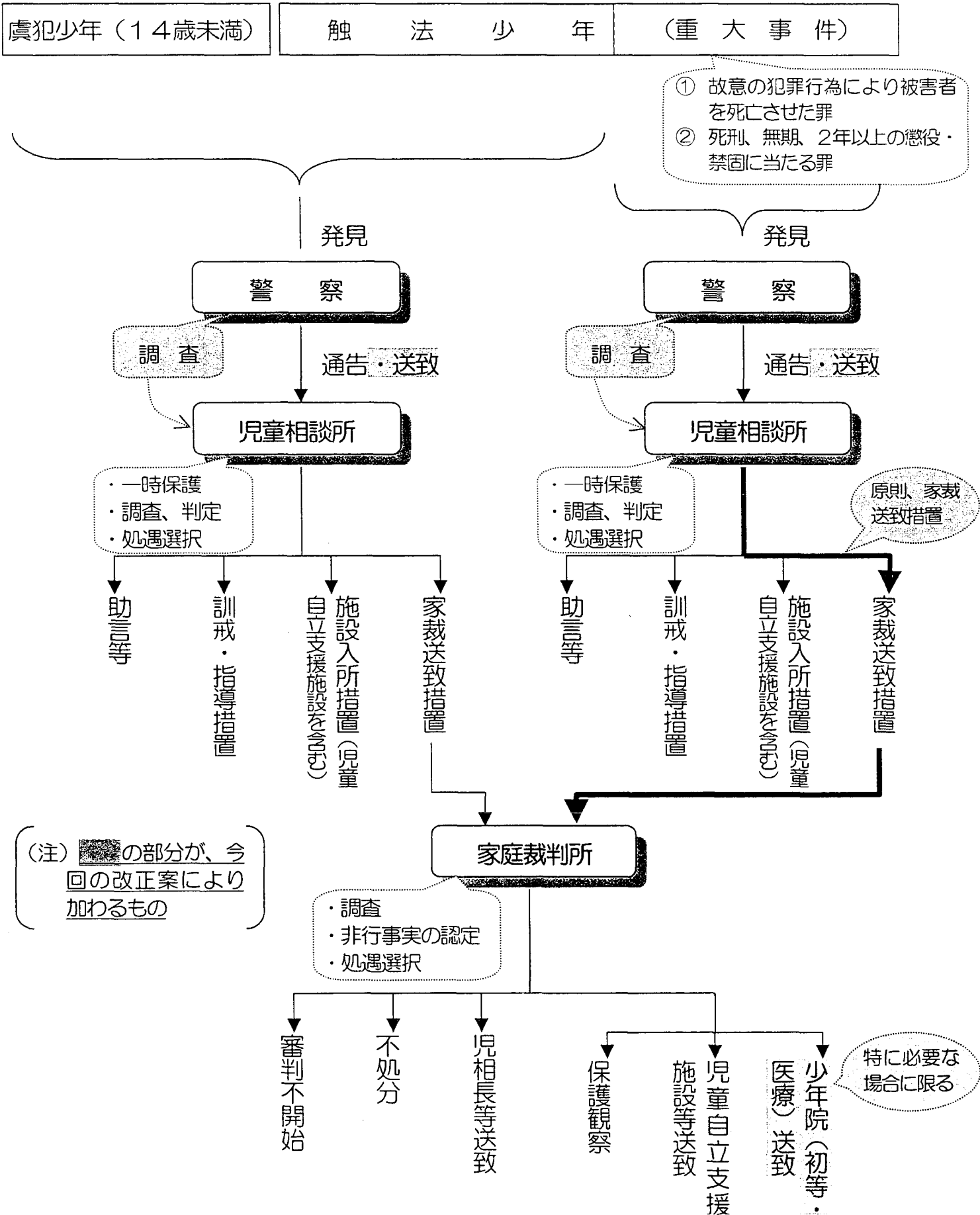
（更生保護、自立支援）

・・・また、保護観察中の少年について、その遵守事項の遵守を確保し、指導を一層効果的にするための制度的措置につき検討する。・・・

（非行少年の家族への働きかけ）

非行少年にかかわる関係機関等における家族関係の調整や保護者の再教育（相談、指導など）のための取組を強化するとともに、その効果を検証しつつ、保護者が働きかけに応じない場合において、実効性を確保するための介入等の仕組みの是非について検討する。・・・

触法少年・虞犯少年（14歳未満）の手の続の流れ



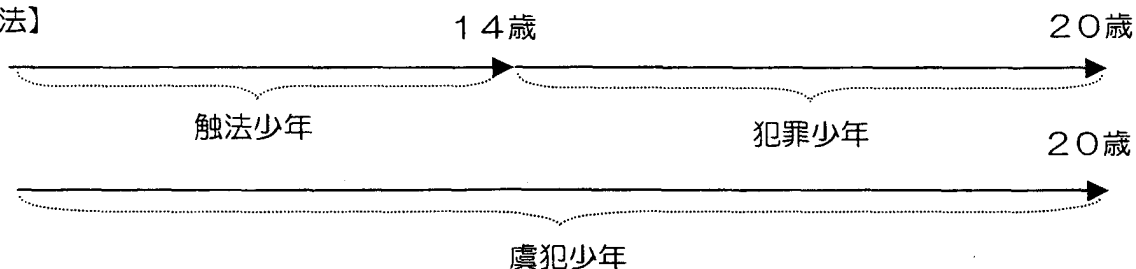
児童自立支援施設と少年院

	児童自立支援施設	少年院
目的	児童福祉法第44条 児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設とする。	少年院法第1条 少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された者等を收容し、これに矯正教育を受ける施設とする。
対象年齢(現行)	18歳未満 (ただし、20歳に達するまで措置延長できる。)	14歳以上～20歳未満 (ただし、特別少年院は23歳、医療少年院は26歳に達するまで收容継続できる。) 初等少年院(心身に著しい故障のない、14歳以上おおむね16歳未満の者) 中等少年院(心身に著しい故障のない、おおむね16歳以上20歳未満の者) 特別少年院(心身に著しい故障はないが、犯罪的傾向の進んだ、おおむね16歳以上23歳未満の者) 医療少年院(心身に著しい故障のある、14歳以上26歳未満の者)
設置主体	国 2か所 都道府県・政令市 54か所 民間 2か所	国 53か所
入所経路	・都道府県知事(児童相談所長)の措置 ・家庭裁判所の保護処分	・家庭裁判所の保護処分
新入所人員数	1,229人(平成14年度)	5,962人(平成14年) 初等少年院(671人) 中等少年院(5,019人) 特別少年院(123人) 医療少年院(149人)
新入所時の年齢	10歳以下 6.6% 11歳 5.9% 12歳 12.5% 13歳 28.9% 14歳 32.1% 15歳 11.0% 16歳 1.9% 17歳 1.0% (※平成15年2月時点で在所していた児童の入所時の年齢)	(男子) (女子) 14歳 3.7% 8.3% 15歳 9.4% 19.5% 16歳 18.0% 18.8% 17歳 24.8% 23.1% 18歳 24.0% 14.8% 19歳 20.2% 15.5% (※平成14年における新入所者の入所時の年齢)
処遇形態	開放処遇 (ただし、例外的に一部の施設において強制的措置あり)	非開放処遇 (ただし、一部の施設において開放的処遇が取り入れられている)
処遇体制	・夫婦小舎制 ・交替制 ・併立制	・交替制
処遇職員	・児童自立支援専門員 ・児童生活支援員	・法務教官

各種法令における児童関係の定義一覧

根拠法令	呼称等	定 義
児童福祉法		
§ 4本	児童	満18歳に満たない者
§ 4①	乳児	満1歳に満たない者
§ 4②	幼児	満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
§ 4③	少年	小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者
§ 25	(要保護児童)	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認める児童
§ 44	(児童自立支援施設の対象児童)	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童
少年法		
§ 2 I	少年	20歳に満たない者
§ 3 I	(審判に付すべき少年)	次に掲げる少年は、これを家庭裁判所の審判に付する。
§ 3 I ①	(犯罪少年)	罪を犯した少年
§ 3 I ②	(触法少年)	14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年
§ 3 I ③	(<small>くぼん</small> 虞犯少年)	次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年 イ、保護者の正当な監督に服しない性癖のあること。 ロ、正当の理由がなく家庭に寄り附かないこと。 ハ、犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に入出入すること。 ニ、自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること。
刑法		
§ 41	(刑事未成年者)	14歳に満たない者の行為は、罰しない。
民法		
§ 3	成年	満20歳を以て成年とす

【少年法】



【児童福祉法】

